

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月30日

経理責任者  
独立行政法人国立病院機構  
横浜医療センター 院長 工藤 一大

## 1. 調達件名

### 1. 精白米(平成23年度国内産コシヒカリ100%千葉産・自主流通米) (詳細は仕様書のとおり)

## 2. 競争見積参加に必要な資格

厚生労働省(全省庁統一資格)において平成23・24年度競争参加資格者として「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」等級の登録を受けている者。但し、登録資格の停止を受けている期間は参加出来ません。

## 3. 契約条項、入札書及び仕様書等を交付する場所及び期間

場所: 国立病院機構横浜医療センター 企画課契約係  
期間: 平成23年8月30日(火)～9月13日(火) 平日9時～17時

## 4. 競争入札書提出の場所及び開札

場所: 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター 企画課契約係  
提出期限: 平成23年9月13日(火)17時00分  
開札日時: 平成23年9月14日(水)14時00分(院内会議室)

## 5. 契約期間・場所

場所: 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター  
期限: 平成23年10月1日～平成24年3月31日

## 6. 競争入札の概要

### 1) 入札方法

4. の場所及び期間までに3. の入札書を提出して頂きます。

入札書には日本円により、1. の調達件名に係る諸費用をすべて含めた価格での提示をお願いします。(税込)

入札書は封書に入れ密封し、品目一式入札書在中と朱書きしなければならない。又、入札書提出方法は持参、郵送とし、ファクシミリ、電子メールその他の方法を認めません。

開札実施中の当院事務室への入室は、一業者当たり1人です。事務室内での業者間の会話及び携帯電話の使用はご遠慮下さい。

### 2) 入札書の無効

次の入札書については、無効となりますから、提出の際は十分に確認をお願いします。

- ① 添付された等級決定通知書又は登録通知書の写しが指定した等級以外のものであるもの。あるいは添付されていないもの
- ② 入札年月日、法人名称・住所(支店・営業所の場合は同名称・住所)、代表者職氏名の記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの
- ③ 入札金額が訂正してあるもの及び不正確なもの
- ④ 3. の仕様書に掲げる仕様を充たしていないもの、相違するもの又は記載のないもの
- ⑤ 複数の入札書を提出した場合は当該入札書の全部
- ⑥ 入札書の積算に誤りがあるもの

### 3) 契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者(複数の場合は入札額に従い交渉順位を付す。又、同価額の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。)とし、契約価額を交渉により決定します。第一交渉権者には、第一順交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知します。第一交渉権者との交渉が不調となった場合、恐れ入りますが、事前に企画課契約係までお越し頂き、「契約交渉者名簿」に貴社名称、契約予定が支店営業所となる場合は同名称、交渉出席者の氏名及び捺印をお願いします。なお、交渉出席者が貴社の代表権を有していない場合には、3. の様式で示した「委任状」の提出をお願いします。

なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなる

- ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合
- ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合  
(契約後に談合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。)
- ④交渉を拒否した場合(「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。)
- ⑤整然・平穏たる交渉を破った場合
- ⑥通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合(その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当)
- ⑦交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑧当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明出来ない場合
- ⑨当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- ⑩交渉開始日から起算した10日以内に契約価額が決定しなかった場合以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い順次交渉日時を通知しますが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示します。

又、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。但し、上記①～⑤に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意ください。

### 4) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から5日間以内をお願いします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんので宜しくをお願いします。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受け出来ませんので併せてご承知おき下さい。

### 5) その他

照会先: 独立行政法人国立病院機構横浜医療センター 事務部企画課契約係

担当 契約係 前原

電話: 045(851)2621 内線2112

なお、照会内容はこの「お知らせ」の調達に直接関係する事項のみとし、例えば国立病院機構の概要といったもの等には応じかねます。